

# 内閣官房に対する公益通報等に係る相談について

〔平成18年3月31日〕  
〔内閣総務官決定〕

改正 平成29年8月30日

公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（平成17年7月19日関係省庁申合せ）を踏まえ、内閣官房が応じる公益通報等に関する相談に係る手続については、以下のとおりとする。

## 第1 公益通報等に関する相談

### 1 相談窓口

- (1) 内閣総務官室に相談窓口を設ける。
- (2) 相談窓口は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に係る公益通報のうち、国の対応に関するもの並びに内閣官房が所管するその他法令違反等の事実のうち、行政機関が処分又は勧告等をする権限を有するものの相談に応じる。
- (3) 相談窓口は、通報対象事実又は内閣官房が所管するその他法令違反等の事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報に関連する相談に応じる。
- (4) 内閣総務官は、相談に対応する職員に対し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を行う等必要な措置を講ずる。

### 2 相談への対応に関与した職員の義務等

- (1) 相談への対応に関与した職員（相談への対応に付随する職務等を通じて、相談に関する秘密を知り得た職員を含む。以下同じ。）は、以下に掲げる事項について遵守しなければならない。

ア 相談に関する秘密を漏らさないこと

- イ 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと
  - ウ 自らが関係する相談事案への対応に関与しないこと
  - エ 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限とすること
  - オ 相談者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、相談者の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること
  - カ オに規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じうる不利益について、説明すること
  - キ 相談者本人からの情報流出によって相談者が特定されることを防ぐため、相談者に対して、情報管理の重要性について理解させること
- (2) 内閣総務官は、前項の実施に関し必要な細則を別に定めることができる。
  - (3) 相談窓口は、匿名による相談についても、可能な限り、実名による相談と同様の取扱いを行うよう努める。
  - (4) 内閣総務官室は、相談対応の各段階において、相談への対応に関与する職員が当該相談事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

### 3 相談の方法

相談は、以下の事項を記載した書面又は電子メールにより受け付けるものとする。

- ア 相談者の氏名及び連絡先
- イ 事案の内容

### 4 相談受付に当たっての義務

- (1) 相談に当たっては、誠実かつ公正に相談に対応しなければならないが、正当な理由なく相談の受付を拒んではならない。
- (2) 相談の受付に当たっては、相談者の秘密保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、相談者の氏名及び連絡先（匿名による相談の場合を除く。）、相談の内容となる事実等を把握するとともに、相談者に対する不利益取扱いのないこと、相談に関する秘密は保持されること、相談受付後の手続の流れ等を、相談者に対し説明しなければならない。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困

難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

- (3) 書面又は電子メールにより相談を受領した場合には、速やかに相談者に対して相談を受領した旨を通知するよう努める。ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

## 第2 公益通報等に対する教示

相談窓口に対し公益通報又は内閣官房が所管するその他法令違反等の事実に関する通報があったときは、処分又は勧告等の権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。

## 第3 その他

### 1 相談関連資料の管理

相談事案の処理に係る記録及び関連資料は5年間保存するものとし、その取扱いに当たっては、相談者の秘密保持に十分配慮するとともに、施錠できる書庫等に保存して管理しなければならない。

### 2 職員の協力義務等

- (1) 内閣官房職員は、相談窓口で受け付けた相談、他の行政機関等から調査等について協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査等に協力しなければならない。
- (2) 所管法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関に委任をしている場合において、当該所管法令違反等の事実に関する相談がなされたときは、相談に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と相談及び相談への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力を行うものとする。

### 3 意見又は苦情への対応

相談への対応に関与した職員は、相談対応に関して相談者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

### 4 相談者の保護

正当な理由なく、相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報

の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。

## 5 職員への周知

内閣総務官室は、内閣官房における相談対応の仕組み等について、全ての職員に対し周知する。

## 6 事業者及び労働者等への周知等

- (1) 内閣官房職員は、事業者及び労働者等に対し、法及び公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）の内容並びに内閣官房における相談窓口、相談対応の仕組み等について、周知するよう努める。
- (2) 内閣官房職員は、内閣官房の契約の相手方（以下「相手方事業者」という。）における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合（過去に不正が発生し同種の事案の再発防止の必要性が高い場合、事業者の専門性に大きく依存する事業など外部からの監督だけでは不正の発見が困難な場合、不正の発生により個人の生命、身体、財産その他の利益が侵害されるおそれがある場合など。）には、相手方事業者に対して、民間事業者向けガイドラインに基づく取組の実施を求めることなどに努める。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。